

# **柏市協働まちづくり提案制度**

## **提案の手引き**



**柏市 地域づくり推進部 協働推進課**  
**市民活動サポートコーナー**

**まちづくりは一人じゃできない！  
ともに考え、ともにつくろう！**

**多様な市民による多彩な協働**

## 目 次

1. 柏市協働まちづくり提案制度のポイント	.....1
2. 対象となる事業	.....4
3. 応募できる団体等	.....5
4. 「協働」のコース	.....6
5. 本制度の活用の流れ	.....7
6. 提案様式	.....10
7. 市民活動協働サロンについて	.....16

## 1. 柏市協働まちづくり提案制度のポイント

### (1) 「協働」とは

柏市では、平成16年に「市民との協働にかかる指針」と「柏市民公益活動促進条例」を施行し、まちづくりに「市民、市民公益活動団体、市など、みんなの力を出し合いながら、地域における課題解決に取り組んでいこう」という考え方を取り入れています。この考え方は、お互いの立場や特性を認めながら、役割分担・連携・補完・協力を図り、より良いまちにするという共通の目的に向かって、共に取り組むというものであり、これを「協働」と呼んでいます。

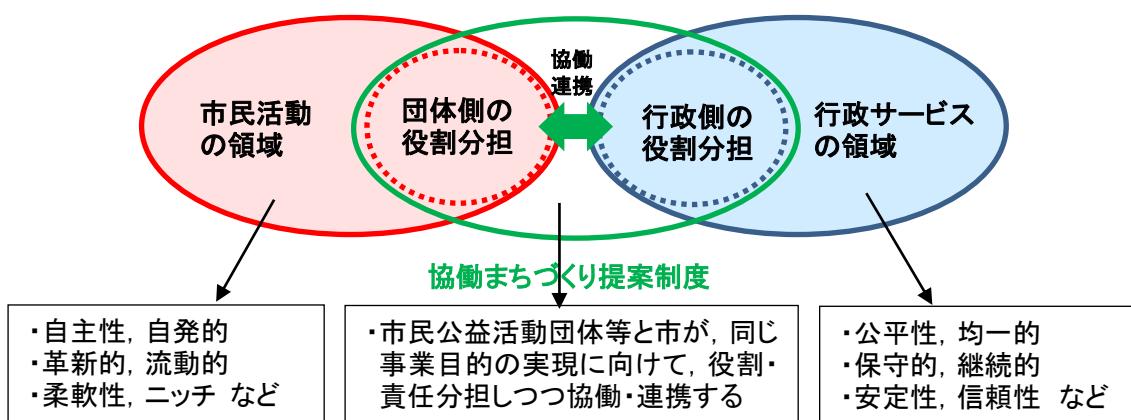
### (2) 「協働まちづくり提案制度」とは

この「協働」の考え方のもと、「協働まちづくり提案制度」は、「市と協働して事業を進めたい」、あるいは「既に行われている市の事業をより良いものにしたい」、そんな想いをお持ちの市民公益活動団体等からの提案を受け、対等な立場に立って、提案内容の実現性の向上や協力体制の構築を図りながら、事業の実施に向けて力を合わせていく仕組みで、公共サービスの質の向上や市の既存事業の見直しを目指しています。

つまり、この制度は、市民公益活動団体等と市が、同じ事業目的の実現に向けて、それぞれの特長を活かして、役割と責任を分担しつつ、協働・連携してまちづくりに取り組む制度です。

市にとっては、行政サービスの領域の拡大、効率化等のメリットがあり、一方、市民公益活動団体等にとっても、行政サービスの一部を担うことで団体活動に対する信頼度が向上するなど、協働することにより、双方がメリットを享受し、その成果を市民に還元することを目指します。

#### ■協働まちづくり提案制度の領域



### (3) 「協働まちづくり事業」とは

本制度を活用して実施する「協働まちづくり事業」とは、次ページの事例に示すように、「団体と行政とのそれぞれの強みを生かしている」、「役割や責任が分担されている」、「行政の均一的なサービスでは対応できないニッチ（隙間）な課題への対応となっている」、「チャレンジ精神にあふれている」といった、「協働によるメリット」を生かしたまちづくり事業です。

## 【協働の事例】

### 柏市帰国・外国人児童生徒の日本語と学習の支援

担当課：教育委員会 指導課 連携団体：柏市帰国・外国人児童生徒日本語と学習支援の会

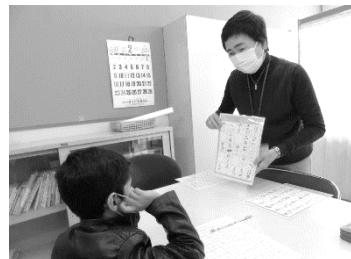
#### ■事業概要

- ・日本語習得の支援を必要とする児童・生徒に対して、各学校からの要請に応じて、日本語と教科学習の支援を実施している。

#### ■協働によるメリット

(市) 外国人児童生徒等の増加が見込まれる中、団体と協働することにより、日本語を早期に習得し、また授業内容の理解が深まるよう学習支援を実施し、学校教育の補完を行っている。

(団体) 市と協働することにより、団体の活動の認知度や信頼度が高まり、事業の活性化に繋がっている。



市指導課より提供

### 町会・自治会を対象にした地域防災リーダーの育成

担当課：総務部 防災安全課 連携団体：柏市防災研究会

#### ■事業概要

- ・町会や自治会を対象に、地域の自主防災組織のリーダーの育成を目的として、必要な基礎知識やノウハウを学ぶ講義や図上訓練等を実施している。

#### ■協働によるメリット

(市) 市だけでは捉え切れていない現場の細かいニーズや地域特有の課題に対して、地元住民と同じ目線に立って、課題の解決や疑問の解消につなげている。

(団体) 市と協働することにより、町会・自治会からの認知度や期待が高まり、講演依頼や活動地域が増えている。



団体のfacebookより転載

### カシニワ制度による未利用地を活用したコミュニティガーデン作り

担当課：都市部 住環境再生室、参加団体：balloon（バルーン）ほか多数

#### ■事業概要

- ・土地を貸したい人、使いたい人、支援したい人等の情報をカシニワ情報バンクとして集約し、個人のお庭や地域の広場等を開するとともに、これらを巡るイベント等を開催している。

#### ■協働によるメリット

(市) 管理に困っている土地や当面活用することを考えていない土地等を、使いたい人に貸し出すことが可能となり、利用者の責任の下、自由に利用できる活動の場を提供できる。

(団体) 任意団体でカシニワに登録し、広場としての活用や交流イベント、野菜の収穫体験など、空き地で自由に活動できる。



「ふうせん広場」balloonより提供

### 地域組織(町会,自治会,区)と、行政や団体との協働を促進するための中間支援

担当課：地域づくり推進部 地域支援課、連携団体：柏市地域協働を考える会

#### ■事業概要

- ・地域組織（町会、自治会、区）が抱える組織運営上の様々な課題の解決に向けて、町会等役員を対象とした情報交換会の運営や町会等の取材を基にした事例集の作成、窓口相談等を実施している。

#### ■協働によるメリット

(市) 事例集作成のための取材を通じて得た情報や知識を有効に活用して、地域組織（町会、自治会、区）に対するきめ細かな情報提供や相談対応等を行っている。

(団体) 市と協働することにより団体活動の認知度が高まり、地域組織からの相談や依頼も増加しており、その内容を整理し、市の企画や政策の作成に関わることができる。



団体のホームページより転載

#### (4) 制度改正のポイント

平成30年度より、従来の「協働事業提案制度」の活用団体等との意見交換を通して制度の見直しを行いました。制度の見直しにあたっては、ヒアリングや意見交換の中で要望として挙がった「地域課題と取り組みに関する情報共有」、「事業実施に限らない協力体制の構築」、「十分な協議時間の確保」の3つをポイントとして制度設計を行いました。

##### **【ポイント1】事業提案のベースとなる行政課題や協働ニーズを共有します。**

従来の制度でも、「行政指定テーマ」として、市が抱える課題を示し、課題解決に直接つながる提案を募集してきましたが、新たな制度では、市として課題やテーマを示すだけでなく、市民公益活動団体等と市が互いに取組みや課題を共有し、これからの協働のあり方や事業と共に考える場として「市民活動協働サロン」(P16 ページ参照)を設けます。

##### **【ポイント2】多様な協働コースを用意して、協働まちづくりをサポートします。**

市民からの寄附を原資とした「柏・愛らぶ基金」を活用し、新たな公共領域にチャレンジする「協働モデル提案コース」、市による予算措置の担保はないものの、事業の成案化に向けて、市民協働支援員がコーディネートを行う「協働事業提案コース」、加えて、提案団体が主体的に行う事業に対して、市が場所の提供や広報協力を行う「協働事業応援コース」を設けます。(P6 ページ参照)

##### **【ポイント3】随時受付、協議期限なし等、制度運用を柔軟に行います。**

従来の制度では、提案に関する募集期間や協議期間を明確に定めておりましたが、提案の内容によっては、十分な課題の共有や協議が必要な事案もあり、画一的な期間の設定が、相互理解や協力体制を構築するうえで弊害となる可能性もあることから、随時提案を受け付け、協議期間も必要に応じて十分に確保します。(7 ページの「提案・成案化の流れ」参照)

## 2. 対象となる事業

### 【対象となる事業】

協働まちづくり提案制度は、次の要件を備えた事業を対象とします。

- ・公益的、社会貢献的な事業であって、提案団体と市の担当課が協働して取り組むことにより、地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- ・市民満足度が高まり、具体的な成果・効果が期待できる事業
- ・協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- ・提案団体と市の担当課の役割分担や責任が明確かつ妥当で、提案団体が責任を持つて遂行できる事業
- ・予算の見積り等が適正である事業

事業期間は、原則単年度とし、翌年度以降、当該事業を継続するかどうかは、事業実施の効果等を見て、市の事業担当課との協議により決定します。

### 【対象とならない事業】

次のいずれかに該当するものは、協働まちづくり提案制度の対象になりません。

- ・営利を目的としたもの
- ・特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ・政治、宗教、選挙活動に関わるもの
- ・既に実施している市民提案型制度に該当する提案（公の施設の指定管理者制度等）
- ・その他公序良俗に反するもの

なお、この制度は、市と協働して「公益」を目的とした事業を行うものであり、市への一方的な要望や提案者への支援といったものは、本制度にはなじみません。

### 【参考】市の施策・事業

提案にあたっては、市と協働で取り組むことが前提となるため、現在、市が取り組んでいる施策や事業との関連性を十分に考慮してください。

市の施策や事業について、事業担当課を知りたい、または、内容をもう少し詳しく知りたい場合は、市民活動サポートコーナーにご相談ください。

- ・柏市第五次総合計画

<http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/020100/p034547.html>

- ・部局運営方針

[http://www.city.kashiwa.lg.jp/policy\\_pr/policy\\_plan/4825/index.html](http://www.city.kashiwa.lg.jp/policy_pr/policy_plan/4825/index.html)

- ・事務事業の評価結果

[http://www.city.kashiwa.lg.jp/policy\\_pr/reform/4678/4680/index.html](http://www.city.kashiwa.lg.jp/policy_pr/reform/4678/4680/index.html)

- ・その他の計画等

[http://www.city.kashiwa.lg.jp/policy\\_pr/policy\\_plan/653/index.html](http://www.city.kashiwa.lg.jp/policy_pr/policy_plan/653/index.html)

### 3. 応募できる団体等

本制度を活用して協働まちづくり事業を提案するためには、あらかじめ柏市民公益活動促進条例に基づく団体（柏市民公益活動団体）の登録が必要です。（個人は対象としません。）

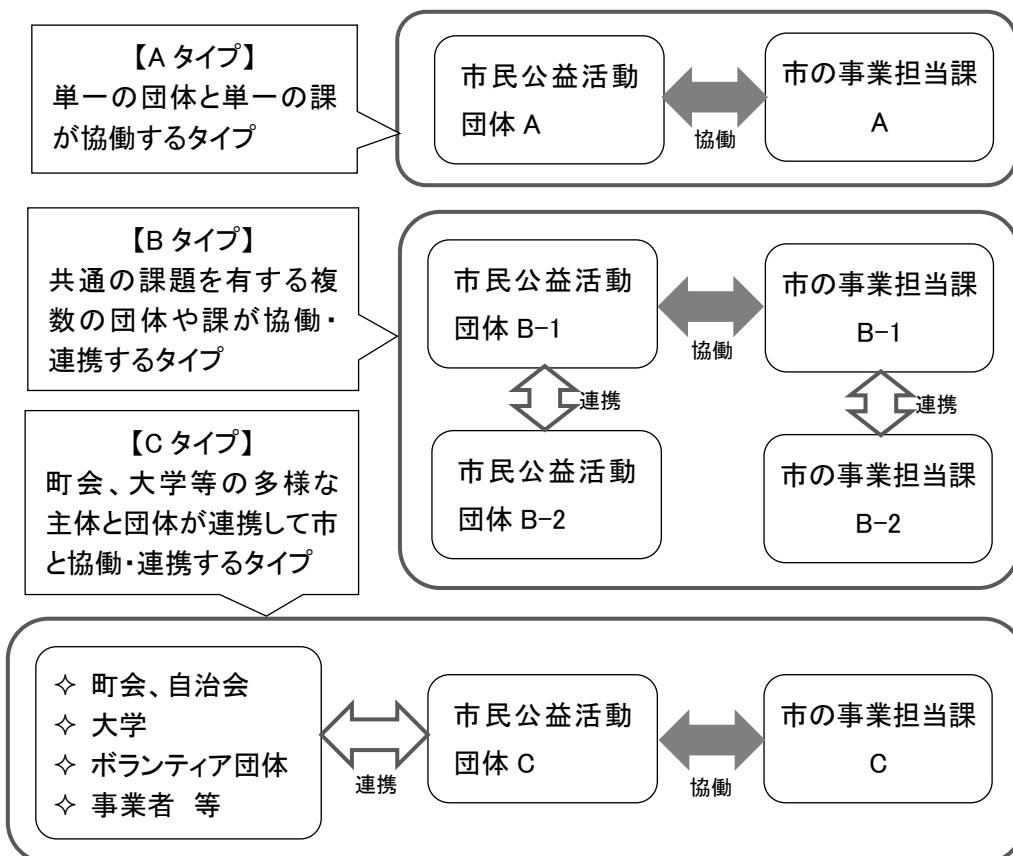
#### 柏市民公益活動団体の登録要件

- ① 市民公益活動（不特定多数のものの利益の増進に寄与している活動で、営利、宗教、政治活動や特定の公職の候補者等を支持することを目的とした活動や会員相互の共益、親睦のみの活動を行っている活動は除きます。）を行うもの
- ② 柏市内に主たる事務所があり、主として柏市内で活動を行うもの
- ③ 構成員が5人以上いること

また、下図に示すように、他の柏市民公益活動団体や「町会」、「自治会」、「大学」、「ボランティア団体」、「事業者」等と連携して申請することもできます。

但し、申請ができるのは柏市民公益活動団体に限ります。

#### ■協働のタイプ



## 4. 「協働」のコース

本制度を活用して市と協働するコースは、以下の3つのコースがあり、市民公益活動団体等から事業提案を受けて、市民公益活動団体等、市の事業担当課および市民協働支援員による調整協議を行ってコースを決定します。

### (A) 協働モデル提案コース

市が広く均一な公平性を重視した公共サービスを提供しているのに対して、市民公益活動団体等は、効率性を重んじ、個別のニーズに対して迅速なサービスの提供が可能です。近年、市民のニーズが多様化・複雑化してきている中、従来の行政サービスでは手の届かない新たな公共領域に市と協働でチャレンジするモデル事業に対し、市民からの寄附を財源とした「柏・愛らぶ基金」の予算の範囲内で事業経費の一部を負担します。この場合、契約形態は、市から提案団体への特定契約（柏市民公益活動促進条例に規定する市民公益活動団体との委託形態）等になります。

なお、本コースは市民からの寄附を原資としているため、毎年度、採択数や委託経費の上限が変動します。

※市の負担可能額については、お問合せください。

#### 【事業経費の区分例】

- ・旅費交通費
- ・通信運搬費（郵便、電話料、宅配便等に要する経費）
- ・謝礼金（講師等の謝礼金）
- ・会議費・会場費（会議等の際の会議室使用料、備品借上げ料）
- ・印刷製本費（チラシ等の印刷費、報告書の印刷、製本費）
- ・消耗品費（事業を実施する上で必要な機材、材料、消耗品などの経費）
- ・保険料（ボランティア保険料）
- ・運営管理費（事業を実施するために必要な運営管理費）
- ・その他

### (B) 協働事業提案コース

市民公益活動団体等が市の事業担当課とともにを行う協働まちづくり事業について、市民活動サポートコーナーが窓口となり、市民協働支援員が協議から事業の実施までサポートします。協議の結果によっては、市の事業担当課が事業経費の全部、または一部を負担することができます。

※契約形態および事業経費の区分例は(A)コースと同様です。

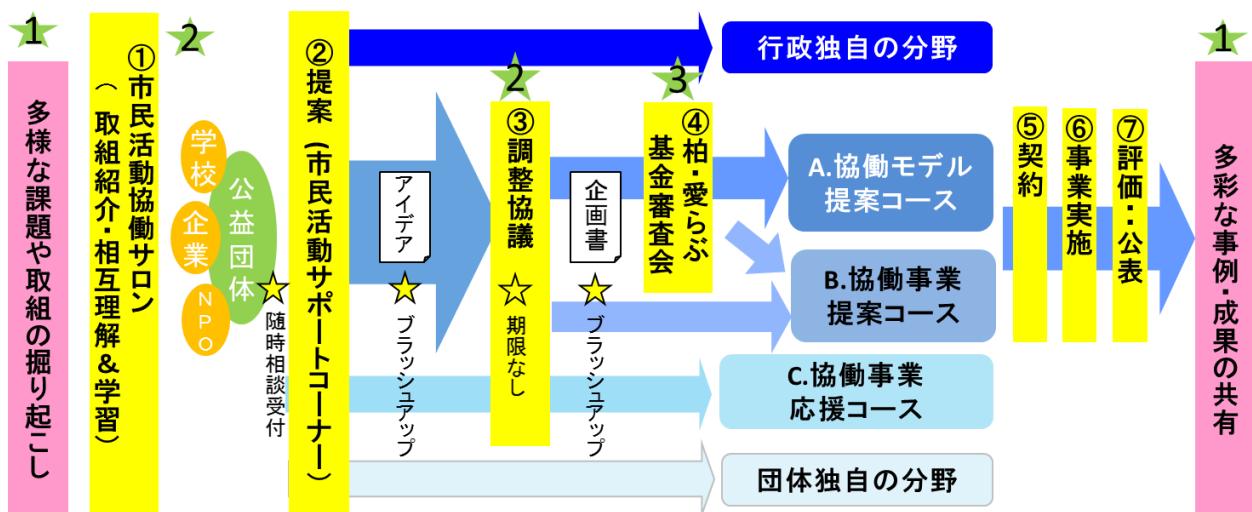
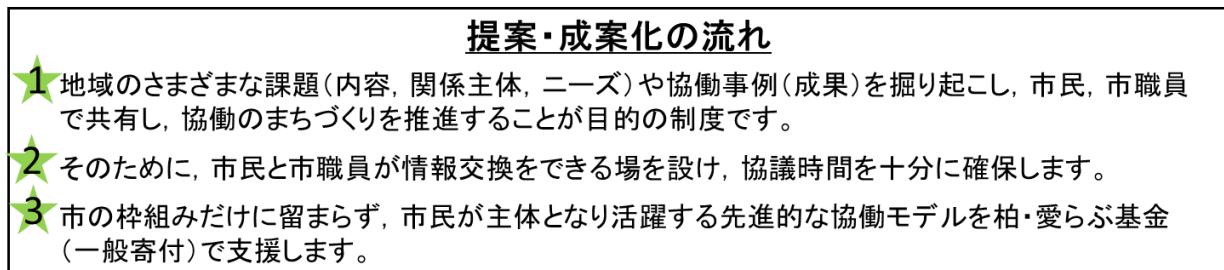
### (C) 協働事業応援コース

市の役割が、広報、場所の提供等の側面的な支援（応援）となるコースです。

本制度の目的にふさわしいと判断された事業について、市民活動サポートコーナーの市民協働支援員が市の事業担当課への橋渡しをお手伝いします。

## 5. 本制度の活用の流れ

本制度を活用して、課題の共有～事前相談～提案～協議～協働コースの選択～事業実施等に至る一連の流れは、以下のようになります。



### ■各ステップの解説

#### 【ステップ①】市民活動協働サロン

市民公益活動団体等と市の事業担当課が出会い、取り組みや課題を共有する場です。お互いの立場を超えて、柏での暮らしをさらに良くするためにアイディアを出し合います。

市民活動協働サロンは、市民活動サポートコーナーが定期的に開催します。(P16 ページ参照)

#### 【ステップ②】提案

市民公益活動団体等からのご提案 (P10~11 のアイディアシート) を、市民活動サポートコーナーでは随時受付しています。

提案の内容を市民協働支援員が市の事業担当課からの意見等を踏まえながら、ブラッシュアップします。最終的に市との協働により大きな効果が期待できると判断された提案については、提出していただいた企画提案書および収支計画書 (P12~15 の様式) に基づいて、提案団体と市の事業担当課との調整会議をセッティングします。

### ※ご留意いただきたい点

提案内容によっては、市が独自で行う方が良いと考えられるもの（例 法律等によって自治体での実施が定められているもの等）、または、市民公益活動団体等が独自で実施した方が良いと考えられるもの（例 公益性が低いと考えられる事業、市民公益活動団体等が自由な発想で実施した方が大きな効果が期待できる事業等）、または市への一方的な要望や団体と市事業担当課の協議が平行線のまま進捗が見込めない場合などについては、市民活動サポートコーナーの市民協働支援員が提案団体及び市の事業担当課とも確認した上で、協議を中断する場合があります。

### **【ステップ③】調整協議**

提出していただいた提案内容を具体的な協働まちづくり事業として実現させるために、提案団体と市の事業担当課、市民協働支援員の3者で協議を行います。提案内容によっては、十分な協議が必要となるため、協議の期限は設けません。

主に、以下の事項について調整協議を行います。

- ① 地域課題の解決に繋がる公益性の高い事業内容になっているか？
- ② 提案団体と市の双方にとって、協働事業を実施するメリットはあるか？
- ③ 提案団体と市のそれぞれの役割分担や責任は明確になっているか？
- ④ 提案団体と市の双方に事業を遂行する体制・能力はあるか？
- ⑤ 事業の収支計画は妥当か？

### **【ステップ④】柏・愛らぶ基金審査会**

調整協議を経て、成案化した事業は柏・愛らぶ基金の審査会（外部委員による審査）に進むことができます。審査会でこれからの協働のまちづくりのモデルとなる事業と確認された場合は、当該年度の予算の範囲内で市民からの寄附を原資とした柏・愛らぶ基金から事業実施に係る経費の一部を負担します。

### **【ステップ⑤】契約**

提案団体と市の事業担当課は事業内容や団体と市の役割分担、協定期間、契約金額など、両者の確認事項を定め、柏市民公益活動促進条例に基づく特定契約を締結します。

※特定契約とは

市民公益活動団体の特性を活用することを目的に、市が一定の手続きのもとに、事前に登録した市民公益活動団体に業務を委託する契約のことです。

特定契約を行う場合には、市の担当課は登録した市民公益活動団体の提案等の活用に努めることとなります。これにより、市民公益活動団体の特性や市民の視点が活かされた公的サービスの提供が可能となります。

## 【ステップ⑥】事業の実施

提案団体と市の事業担当課は、契約書に基づいて協働まちづくり事業を実施します。事業の実施段階でも、提案団体と市の事業担当課は進捗状況や気づいた点を共有し、必要に応じて事業内容の修正を行います。

## 【ステップ⑦】事業の評価～公表

実施された事業について、事業の評価を行った上で公表します。

事業の評価に際しては、事業の実施による直接的な成果だけでなく、地域への波及効果など多面的な成果を、事業の受益者や学識経験者の視点も加えて評価する仕組みを導入します。

### ■評価の項目と視点

	項目	視点
提案団体及び市担当課による振り返り	① 事業計画の実施状況	計画どおりに事業を実施することができたか？
	② 事業目標の達成度	数値目標等を達成することができたか？
	③ 団体と市の役割分担	団体と市の役割分担が計画どおりにできたか？
	④ 団体にとっての協働によるメリット	市と協働することにより、団体にとってどのようなメリットが得られたか？
	⑤ 市にとっての協働によるメリット	団体と協働することにより、市にとってどのようなメリットが得られたか？
	⑥ 受益者（事業への参加者）の評価	事業を実施したことによる参加者（市民）の評価（反応）はどうだったか？※アンケート調査等による。
	⑦ 協働まちづくり事業としてのモデル性	団体と市の双方にとってメリットがあり、新たな公共領域への挑戦など協働まちづくり事業としてのモデル性が認められるか？
	⑧ 柏市（地域）が抱える課題の解消度	提案の動機となった柏市（地域）が抱える課題は改善の方向に向かっているか？
	⑨ 次年度以降への継続性	次年度以降も、当該事業の実施効果や実施体制の確保は見込まれるか？
学識経験者による評価 (協働モデル提案コースのみ)		協働モデル提案コースについては、財源となる柏・愛らぶ基金の審査会の学識経験者から講評をもらう。
総合評価		以上を受けて、本制度の担当課である協働推進課において当該事業の総合評価を行い、団体、市担当課へフィードバックする。

## 6. 提案様式

「協働まちづくり事業」の提案を希望する団体は、市民活動サポートコーナーに事前相談にお越しください。

事前相談には「【様式1】アイディアシート」を提出していただきますが、事前相談は、協議・調整すべき事項を洗い出すことが主な目的なので、「アイディアシート」には、様式①に沿って、提案の概要を記載していただきます。事前相談は随時受け付けていますが、相談にお越しになる前に、市民活動サポートコーナーまで連絡の上、アイディアシートをメール等でご送付ください。

次に、事前相談の結果や市の事業担当課の意見を踏まえて、調整協議へ進む場合は、具体的な提案内容を記載した「企画書」と「収支計画書」を作成していただき、これに基づいて、市の事業担当課を交えて調整・協議を行い、提案団体と市の事業担当課の合意の下、最終的な「企画書」と「収支計画書」を完成していただきます。

「アイディアシート」、「企画書」、「収支計画書」の様式は以下の通りですが、様式のファイルは、「柏市民活動情報サイトかしわん、ぽっ？」からダウンロードすることができます。（<http://kashiwanpo.genki365.net/>）

### ■アイディアシート（様式1）の記載内容

項目	内 容	
提案団体	提案する市民公益活動団体の名称、代表者の氏名、連絡先 ※ 他の市民公益活動団体や「町会」「ボランティア団体」「大学」等との連携を想定している場合は、連携者についても記載して下さい。	
協働まちづくり事業のテーマ（事業名）	協働まちづくり事業の目的が明確にわかる事業のテーマ（事業名）を設定	
事業の概要	協働まちづくり事業で解決したい地域課題、解決する手段、期待している成果等	
事業の内容	現時点で想定している事業の内容（活動、講座、イベント等の内容、回数、時期等）	
事業経費の概算	現時点で想定している概算の事業経費	
協働したい市の事業担当課と役割	本事業において協働したい市の事業担当課と、想定している協働体制（役割分担等）	
協 働 の 効 果	市民	市民にとっての協働まちづくり事業の効果
	提案団体	提案団体にとっての協働まちづくり事業の効果
	市	市にとっての協働まちづくり事業の効果
市に聞きたいこと 協議したいこと	柏市に聞きたいことや協議したいことがあれば記載してください。	
提案団体のプロフィール（別途提出）	別途、提案団体のプロフィールがわかる資料	

【様式 1】アイディアシート

項目	内 容
提案団体	(団体名) (代表者) (連絡先) (連携団体等)
協働まちづくり事業 のテーマ（事業名）	
事業の概要	<b>【解決したい地域課題】</b>  <b>【解決する手段】</b>  <b>【期待している成果】</b>
事業の内容	(活動、講座、イベント等の内容、回数、時期等)
事業経費の概算	総事業費： 千円 ※事業経費の区分は6ページ参照
協働したい市の事業 担当課と役割	市の事業担当課： 期待する役割：
協働の 効果	市民
	提案団体
	市
市に聞きたいこと 協議したいこと	

※団体のプロフィール資料（会則、名簿、活動実績等）※直近の事業報告書・収支計算書等）を別途提出してください。

**【様式2】企画書（※5ページ以内で記入欄の幅を広げて構いません。）**

1 本提案のきっかけとなった柏市（地域）が抱える課題とは何ですか？また、その課題はニーズや公益性の高い課題ですか？【ニーズ・公益性】

2 1に挙げた課題を解決するために、どのような事業を提案しようと考えていますか？また、その事業は、これまで市で取組んでいない、または既存事業の不十分な点を補える事業ですか？【先進性・補完性】

3 本提案事業は、どのような点で独創性があると考えていますか？また、提案団体のどのような専門性を活かすことができますか？【独創性・専門性】

4 提案団体と市の双方にとって、協働するメリットはどのような点にあると考えていますか？【協働のメリット】

5 本提案事業を実施するにあたって参考となる、これまでの提案団体の実績を記載してください。【事業遂行能力・実施体制】

6 本提案事業を実施するにあたって、提案団体と市の役割や責任の分担はどのようになっていますか？【役割・責任分担】

7 本提案事業で達成を目指している中長期（例えば5年後、10年後）の目標は明確になっていますか？可能な限り数値目標で示してください。【目標の明確化】

8 本提案事業を進めていく上で、どのような障壁や課題が想定されますか？また、その障壁・課題を解決するために、どのような対策が必要であると考えていますか？【課題認識】

9 本提案事業（単年度分）の事業内容とスケジュールを具体的に記載してください。【事業の具体性】

**【様式3】収支計画書**

団体名

提案する事業に係る市の支出見積額 \_\_\_\_\_ 円 (A)

※ Aの額を記入してください

前年度の団体の総収入（見込）額 \_\_\_\_\_ 円 (B)

**【提案する協働事業に係る収支計画】**

(収入)

区分	見積額 (単位：円)	積算根拠（数量、単価など）
市に支出を求める金額	A	
計	C	

(支出)

区分	見積額 (単位：円)	積算根拠（数量、単価など）
計	D	

※ 支出経費の区分例は、6ページ参照

収入と支出の計は合致させてください。（必ずC=Dとなります）

## 7. 市民活動協働サロンについて

### ■趣旨・目的

協働まちづくり提案制度の運用にあたって、7ページの「提案・成案化の流れ」の冒頭に位置づけた「多様な課題や取組の掘り起こし」に向けた市民と市の間での情報共有が重要となります。

その具体的な方策として、市民公益活動団体等と市の事業担当課が、お互いの取組みや課題を知り合う（共有する）建設的な情報交換の場として、「市民活動協働サロン」を開催します。

この「市民活動協働サロン」で提案された取組みのアイデアが、一つでも多く、本制度を活用した「協働まちづくり事業」に繋がっていくことを期待しています。

### ■内容

- ・年5回程度、各回2~3時間程度の開催を予定し、柏市が抱える地域課題に関する異なるテーマを各回ごとに設定します。
- ・各回のテーマに関連する市民公益活動団体と市の事業担当課、並びに関心のある市民（計20人程度）に参加していただき、市や団体の取組みと課題を紹介し合い、課題解決に向けて必要な取組等についてアイデアを出し合います。

### ■各回のテーマ（例）

【防災】柏市の災害対策と被災地支援を考える。

【環境】柏市の自然環境保全の現状とその必要性について考える。

【人権】多様な住民がみんな住みやすい柏市を考える。

【子育て】こどもの育ちと居場所について考える。

【まちづくり】柏市をもっと知り、誇れる街にするために必要なことを考える。

【高齢化】高齢化の進展に伴う地域コミュニティについて考える。



**問い合わせ先**

**パレット柏 市民活動サポートコーナー**

〒277-0005 千葉県柏市柏 1-7-1  
DayOneタワー3階

Tel 04-7163-1143 / Fax 04-7163-1147

メール [shiminkatsudo-c@city.kashiwa.chiba.jp](mailto:shiminkatsudo-c@city.kashiwa.chiba.jp)